

# 普通第二種免許に係る教習カリキュラムの見直しについて

改正の内容（令和7年9月1日施行）

## 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正

【道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第56号）】

### ○ 普通第二種免許の時限数の見直し

|     | 学科教習 |      |      | 技能教習 |      |      | 合計総時限数 | 最短教習日数 |
|-----|------|------|------|------|------|------|--------|--------|
|     | 第1段階 | 第2段階 | 学科合計 | 基本走行 | 応用走行 | 技能合計 |        |        |
| 改正前 | 7時限  | 12時限 | 19時限 | 8時限  | 13時限 | 21時限 | 40時限   | 6日     |
| 改正後 | 6時限  | 11時限 | 17時限 | 3時限  | 9時限  | 12時限 | 29時限   | 3日     |

※ 応用走行で行う「経路の設定」（1時限）を削除したことに伴い、大型第二種免許及び中型第二種免許の教習についても技能教習の1時限を削減する。

※ 学科教習については、第二種免許で共通のものとなっており、新たに第二種免許を取得する場合の大型第二種免許及び中型第二種免許の教習についても現行の19時限から17時限とする。

### ○ その他の改正

仮免許試験が免除される、大型免許又は中型免許の失効後6か月を超え1年以内の者が、当該仮免許を取得し、指定自動車教習所に入所した場合、仮免許取得前に行われる教習（基本操作及び基本走行、学科（一）の教習）の免除を受けることができることとする。

## 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）の改正

【指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第13号）】

教習時限数の削減に伴う所要の見直しのほか、基本走行で行うこととされている鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車の教習を、応用走行においても教習所内で行うことができることとする。